

訪問看護重要事項説明書

＜西暦 2025 年 8 月 22 日現在＞

1 当訪問看護事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0243-24-5296 管理者 吉田 強志
ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

2 事業の目的

株式会社R e s C a r が開設する在宅看護センターえん和（以下「訪問看護事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法、医療保険法、その他関係法令等に基づき訪問看護事業所の看護職員により、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

3 運営の方針

- （1）指定訪問看護の提供に当たって、訪問看護事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- （2）指定介護予防訪問看護の提供に当たって、訪問看護事業所の看護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- （3）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 訪問看護事業所の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	在宅看護センターえん和
所在地	福島県安達郡大玉村大山字東 79
指定事業者番号	訪問看護 (0762190023)
サービスを提供する地域	大玉村、本宮市、二本松市、福島市（松川町、飯野町）、 郡山市（日和田町、喜久田町、富久山町、富田町、西田町、八山田、）

＊ 上記地域以外の方でも御希望の方は御相談下さい。

（2）同事業所の職員体制

	資格	業務内容
管理者	常勤・看護職兼務 1 名	訪問看護事業所従事者の管理・教育、 業務実施状況の把握など
看護職員	保健師・看護師・准看護師 2.5 名以上	訪問による全身状態の把握 在宅療養の援助など

※ 管理者は、訪問看護師と兼務

(3) 営業日及びサービスの提供時間帯

営業日	365 日
通常時間帯	8 : 30～17 : 00

※上記の通常時間以外でも、ご希望の日時がある場合は、御相談下さい。

4 サービス内容

- ・看護（清拭・入浴介助・排泄ケア・終末期ケア・認知症ケア・栄養管理・健康相談・病状管理・介護相談・指導）
- ・医師の指示による医療処置の援助
（経管栄養チューブの管理・気管切開部の処置・人工呼吸器の管理・人工肛門の管理・膀胱留置カテーテルの管理 点滴管理 在宅酸素療法管理 褥創（床ずれ）の予防と処置など）

5 利用料金

(1) 基本料金及び加算料金

指定訪問看護を提供した場合の利用料金及び加算料金の額は、利用できる保険ごとに厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、キャンセル料金はいただきませんが、キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先 電話番号 0243-24-5296 ）

(3) その他

①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。サービスの前後に手洗いをさせていただくことを了承ください。

②事業所の乗用車で訪問しますので、駐車スペースの確保をお願いします。

③料金の支払方法

お支払方法は、窓口支払い、銀行振込、預貯金口座振替による支払いのいずれかとなります。

預貯金口座振替を希望される場合は、2 か月に 1 回（偶数月）26 日（休日の場合は翌営業日）に指定金融機関口座より引き落としされます。

窓口支払い、銀行振り込みの場合毎月中旬頃に前月分の請求をいたしますので 27 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行させていただきます。

6 連帯保証人

① 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

② 前項の連帯保証人の負担は、極度額 50,000 円を限度とします。

③ 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者の退所及び利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。

④ 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者全ての債務の額等に関する情報を提供します。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用開始にあたり契約を結び、主治の医師の発行する訪問看護指示書を受けて、訪問看護計画を作成しサービスを提供いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

②当訪問看護事業所の都合でサービスを終了する場合

人員体制等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が施設等に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

当訪問看護事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又当事業所が破産した場合、利用者の申し出により、即座にサービスを終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス提供者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

9 事故発生時の対応

①利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、主治医、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

②利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行なう。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

10 サービス利用にあたっての留意事項

① 利用者またはその家族は、体調変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

② サービス利用中について、他人への迷惑行為等が著しく、注意による改善の協力が得られない場合はサービスを終了させていただくこともあります。

③ 大切なペットを守るため、また事業者が安全にケアを行うためにも訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどのご配慮をお願いします。事業者がペットにかまれた場合、治療費当のご相談をさせていただく場合があります。

④ 事業者に対する金品等の心付けはお断りしております。

⑤ 悪天候、災害発生、交通事故等によっては訪問看護サービスの提供が困難な場合があります。

11 虐待防止の為の措置

① 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとします。

② 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

③ 虐待防止の為の指針を整備します。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を定期的実施します。

⑤ 虐待防止に関する責任者を事業を統括する所長とします。利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の恐れがあった場合には、直ちに防止策を講じ市町村へ報告します。

12 身体拘束等適正化推進のための措置

- ① 事業所は、訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下（身体拘束等）という。）を行いません。
- ② 前項の身体拘束等を行う場合には、利用者とその家族に同意を得て、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13 ハラスメント防止のための措置

事業所は、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

14 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ② 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ① 事業所は感染症の予防及びまん延防止の為、次の措置を講じるものとします。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ④ 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16 医療 DX 情報活用に関する説明

当訪問看護事業所では、オンライン資格確認システムを利用し、利用者さまの診療情報や薬剤情報を確認しながら、より安全で質の高い訪問看護サービスの提供に努めています。医療保険で訪問看護をご利用の方については、診療報酬上の「訪問看護医療 DX 情報活用加算」（月1回 50 円）が算定されます。診療情報等の取得には事前の説明と同意が必要ですが、同意されない場合でもサービス提供に影響はありません。当訪問看護事業所では医療 DX 推進のための体制を整備し、事業所内およびウェブサイトに掲示します。

17 賠償責任について

サービスの提供に伴って、事業者の責めの帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その責任の範囲においてその損害を賠償します。

18 サービス内容に関する苦情

- ① 当訪問看護ステーションの看護サービスに関する御相談、苦情を承ります。

事業所窓口管理者 吉田 強志 電話 0243-24-5296

- ② その他

当事業所外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村の窓口	大玉村福祉課高齢福祉係	0243-24-8116
	本宮市高齢福祉課介護保険係	0243-24-5203
	二本松市高齢福祉課介護保険係	0243-55-5115
	福島市介護保険課	024-525-6551
	郡山市保健福祉部介護保険課	024-924-3021
福島県国民健康保険団体連合会	介護福祉課介護保険係	024-523-2871

19 合意裁判管轄について

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、株式会社R e s C a r の住所地を管轄する福島地方裁判所郡山支部を第一審管轄裁判所とさせていただきます。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

西暦 年 月 日

事業者

所在地 福島県安達郡大玉村大山字東 79
名 称 在宅看護センターえん和

管理者 吉田 強志

説明者 氏名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)